



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年7月21日（金） 第10119号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	3
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	4
○同	4
○道路の供用開始（同）	4
○同	5
○同	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	5
<b>公 告</b>	
○土地利用基本計画の変更（地域創生課）	6
○特別保護地区の指定（自然環境課）	6
○同	6
○同	7
○特定県内希少野生動植物種の指定の案（同）	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示の一部改正	8
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施（心臓血管センター）	8
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（衛生環境研究所）	11

**■ 告 示**

◎群馬県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	前橋市柏倉町1946番の1地先から同市同1947番の3地先まで	前	13.0～17.7	21.2
			後	13.0～20.6	21.2

◎群馬県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	伊勢崎大胡線	前橋市新井町字十四枚424番の1地先から同市二之宮町字江竜597番地先まで	前	8.5～16.2	385.2
			後	12.6～26.2	385.2

◎群馬県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎大胡線	前橋市新井町字十四枚424番の1地先から同市二之宮町字江竜597番地先まで	令和5年7月21日

◎群馬県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	太田境東線	太田市新田木崎町717番の1地先内	前	10.3～10.4	5.5
			後	10.3～11.5	5.5

◎群馬県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田境東線	太田市新田木崎町717番の1地先内	令和5年7月21日

## ◎群馬県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金山城趾線	太田市金山町39番の15地先から同市同39番の24地先まで	前	6.2～8.4	500.0
			後	8.1～14.0	500.0

## ◎群馬県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目字耆丁田623番の1地先から同市同字堂院ヶ谷戸580番の4地先まで	前	8.9～11.0	63.7
			後	10.3～11.4	63.7

## ◎群馬県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目字堂院ヶ谷戸584番の14地先から同市同字同580番の4地先まで	令和5年7月21日

◎群馬県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大前字北村102番の3地先から同郡同村大字同字下河原37番の4地先まで	令和5年7月21日

◎群馬県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	太田市大原町1177番の2地先から同市同1226番の2地先まで	令和5年7月21日

◎群馬県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、渋川都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画道路 (1) 3・5・10号 八幡前線 (2) 3・6・19号 関屋橋

- 線 (3) 3・6・20号 伊香保中之条線
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 3・5・10号 八幡前線  
変更する部分 渋川市渋川地内
- (2) 3・6・19号 関屋橋線  
変更する部分 渋川市伊香保町伊香保地内
- (3) 3・6・20号 伊香保中之条線  
変更する部分 渋川市伊香保町伊香保地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県渋川土木事務所及び渋川市建設交通部都市政策課

## ■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び伊勢崎市に備え置いて縦覧に供する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和5年6月30日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 伊香保鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県渋川森林事務所並びに渋川市環境森林課に備え置いて、令和5年8月4日まで縦覧に供する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 草津鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県吾妻環境森林事務所並びに草津町総務課に備え置いて、令和5年8月4日まで縦覧に供する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 特別保護地区の名称 吾妻山南面鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域 別図のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間 令和5年11月1日から令和25年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案 別紙のとおり

「別図」及び「別紙」は省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部自然環境課及び群馬県桐生森林事務所並びに桐生市農林振興課に備え置いて、令和5年8月4日まで縦覧に供する。

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成26年群馬県条例第76号）第10条第1項の規定による特定県内希少野生動植物種の指定をしたいので、同条第2項により、次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、当該指定の案に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、群馬県知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

令和5年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定の案

名称	指定の理由
ベニイトトンボ (イトトンボ科)	県内における生息地が東部地域と極めて限定されており、水質汚染や幼虫に対する外来魚の捕食圧等により生息数が減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンセイラン (ラン科)	県内における生育地が吾妻地域と利根沼田地域に限定されており、盗掘により消失した生育地もあるなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

クマガイソウ （ラン科）	度重なる盗掘によって、県内では中部地域と西部地域に1集団ずつが自生するのみとなっており、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カキラン （ラン科）	国立公園内や監視体制のある場所においても盗掘の痕跡が確認されており、シカによる掘り起こしの被害があるなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チチブシロカネソウ （キンボウゲ科）	県内における生育地が西部地域と極めて限定されており、シカによる食害で大幅に個体数が減少するなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カイフウロ （フウロソウ科）	県内における生育地が西部地域と極めて限定されており、シカによる食害で大幅に個体数が減少するなど、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チョウジソウ （キョウチクトウ科）	県内における生育地が東部地域と極めて限定されており、生育が確認されている1地点においても河川工事の影響等により衰退が進み、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

## 2 指定の案の縦覧場所等

- (1) 縦覧場所 群馬県環境森林部自然環境課
- (2) 縦覧期間 令和5年7月21日から同年8月3日まで（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

## 3 意見書の提出先その他の意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県環境森林部自然環境課自然環境係
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、縦覧期間満了の日までに必着のこと。）
- (3) 提出様式 特定県内希少野生動植物種の指定の案についての意見書（群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成27年群馬県規則第5号）別記様式第1号）に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添えて提出すること。

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第136号

衆議院比例代表選出議員選挙に関する開票区の設定の告示（令和3年群馬県選挙管理委員会告示第40号）の一部を次のように改正し、改正後の同告示は、令和5年7月21日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。ただし、当該総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

令和5年7月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表桐生市の項、太田市の項、渋川市の項及びみどり市の項を削る。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23

号)の適用を受けるものである。

令和5年7月21日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

## 1 調達内容

- (1) 借入物品及び数量 基準寝具及び基準外リネン貸借 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和5年10月1日（日）から令和8年9月30日（水）まで
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年7月26日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年8月14日（月）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局経営課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 過去3年以内に、160床以上の病床を有する病院のリネン貸借業務を、2年以上確実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14各号に掲げる基準に適合する者であること。

- (11)日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (12)その他、入札説明書及び仕様書に記載されている要件を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 井田 匡 電話027-269-7191

- (2) 入札説明書等の交付方法 令和5年7月21日（金）から同年8月17日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年8月21日（月）までに入札参加資格確認通知書を普通郵便にて発送する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年8月17日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「基準寝具及び基準外リネン賃貸借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年9月5日（火）午前10時 群馬県立心臓血管センター総合リハビリ棟大会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月4日（月）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心臓血管センター院長宛で親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「基準寝具及び基準外リネン賃貸借入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した役務を履行できることを証明する書類を令和5年8月17日（木）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NAITO Shigeto, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Letting and hiring of linen outside standard bedding and standard complete set
- (3) Rent period: From October 1, 2023 through September 30, 2026
- (4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, July 21, 2023 through Thursday, August 17, 2023, between from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00p.m., at the location noted below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, August 17, 2023 at 5:00 p.m.
- (7) Time-limit for tender: Tuesday, September 5, 2023 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Monday, September 4, 2023 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice: IDA Masashi, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12, kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7191 (Japanese language only)

**■ 落札**

次のとおり落札者を決定した。

令和5年7月21日

群馬県衛生環境研究所長 猿木信裕

- 1 落札に係る借入件名及び数量 有害大気汚染物質分析システム賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県衛生環境研究所 群馬県前橋市上沖町378番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 ぐんざんリース株式会社 群馬県前橋市元総社町171番地1
- 5 落札金額 29,515,860円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年5月23日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111